

# ドライバーマナー向上推進事業委託業務 仕様書

## 1 業務名

ドライバーマナー向上推進事業委託業務

## 2 業務目的

愛知県の交通死亡事故の約9割は、原付以上のドライバーの法令違反（前方不注視などの安全運転義務違反）が原因であることから、車両運転中の「ながらスマホ」や「あおり運転（妨害運転）」等の危険運転の防止と「交通安全スリーS運動」の周知を図り、ドライバーの交通ルール遵守とマナー向上を図る。

## 3 業務内容（詳細は4～8）

- (1) 交通安全宣言動画の収録・作成・配信
- (2) 啓発資材の作成・納入
- (3) 年末の交通安全県民運動出発式における著名人等のゲスト出演
- (4) 外国人ドライバー向け交通ルール周知
- (5) 生活道路における自動車の法定速度改正周知

## 4 交通安全宣言動画の収録・作成・配信

本県にゆかりのあるドライバーマナー向上を呼び掛けるにふさわしい著名人等（タレント等）による交通安全宣言（交通事故防止のために日頃から心掛けていることや気を付けたいことなど、県民のドライバーマナー向上につながるメッセージ（以下「交通安全宣言」という。）を収録、動画広告を作成し、YouTube 広告において配信する。

### (1) 収録・作成

ア 秒数

15 秒

イ 内容及び種類

以下の2種類を作成すること。

(ア) 「あおり運転（妨害運転）」は重大な交通事故につながる極めて危険な行為であることを訴えるもの。

(イ) 交通安全スリーS運動\*の周知をするもの。

ウ 企画案作成の条件

(ア) 2種類の配信原稿案を愛知県に提出すること。

(イ) 作成意図、音響効果、出演者、アナウンスメント等について、分かりやすい説明を付した絵コンテ案を愛知県に提出し、その審査を受けた後で作成にとりかかること。

エ デザイン・作成の条件

(ア) 県政イメージアップマーク、交通安全スリーS運動シンボルマークの他、愛知県が指示する内容を明記すること。

(イ) カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

(ウ) 動画広告の企画・作成等にあたり、必要な調整や申請等に関わる一切の手続きを行うとともに、安全対策に万全の体制を整えること。このことに関する義務と責任は、すべての受託者の負担とする。

(エ) 愛知県の審査を受けた後、作成にとりかかること。

(オ) 作成にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

\* 「交通安全スリーS運動」とは

交通死亡事故のうち、半数以上が交差点内又は交差点付近で発生し、道路横断中の事故が多数発生しています。

「交通安全スリーS運動」は、交通事故を防止するための基本的な運転行動を表した「ストップ (Stop)」「スロー (Slow)」「スマート (Smart)」のキーワードの3つの頭文字を取り、ドライバー等に安全な行動の定着化を図ることを目的として実施するものです。

(1) Stop (ストップ)

・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ

◎横断歩道や交差点では歩行者優先

・飲酒運転の根絶

(2) Slow (スロー)

◎子どもや高齢者を見かけたらスローな運転

・見とおしが悪い交差点では徐行

(3) Smart (スマート)

◎全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転

・シートベルトの全席着用の徹底

・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転

◎の項目については、動画広告の内容に必ず入れること。

## (2) 配信

作成した2種類の動画広告を、YouTube 広告において配信する。

### ア 配信の時期

令和8年10月から令和9年1月まで

### イ 広告の詳細

広告の種類	配信回数	年齢区分	エリア区分
インストリーム広告 (スキップ不可15秒)	150万回再生以上／4か月	12歳以上	愛知県

ただし、愛知県は交通事故情勢等その他の理由により、受託者と協議し、配信期間を変更できるものとする。

また、配信期間中に配信できない事態になった場合は、愛知県と協議し、受託者の責任において、再配信できる措置をとること。

### ウ 実施条件

配信の実施に必要な申請等に係る一切の手続きを行い、実施にあたっては安全対策等に万全の体制を整えること。このことに関する義務と責任は、すべて受託者の負担とする。

### エ 成果物の提出

指定の日までに、各媒体の管理者に納品し、作成した動画を収録したDVD-Rを愛知県に提出すること。

### オ 成果物の二次使用

作成した動画について、以下の場面で二次使用できるものとする。(使用期限は令和9年3月31日まで)

- ・愛知県防災安全局県民安全課のYouTubeチャンネルにおける配信
- ・愛知県及び県内各自治体、関係機関・団体等のWebサイトへの掲載
- ・愛知県が開催するイベントでの活用

- ・県内各自治体、関係機関・団体等の広報ビジョン等での投影や活用
- ・その他愛知県が実施する広報等

## 5 啓発資材の作成・納入

県民のドライバーマナー向上の啓発にふさわしい啓発資材を作成し、県が指定する納入先へ納入すること。

なお、納入箇所・納入数は、直近の交通事故発生状況等により送付先・個数等を変更する可能性がある。

### (1) 作成

#### ア デザイン・作成の条件

- (ア) デザインには、3 (1) で起用した著名人を起用すること。
- (イ) デザインは、ドライバーマナー向上を呼び掛ける内容とすること。
- (ウ) 県政イメージアップマーク、交通安全スリーS運動シンボルマークの他、愛知県の指示する内容を明記するとともに、愛知県が提供する情報等に対応するイラスト等を含めて作成すること。
- (エ) 啓発資材のデザインは、過去の成果物のデザインを再使用しないこと。
- (オ) カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- (カ) 作成にあたり、作成する物品および仕様・デザインラフ案を愛知県へ提出し、審査を受けた後、デザイン作成に取り掛かること。
- (キ) 作成にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

#### イ 成果物の提出

愛知県が指定した納入先へ、令和8年9月26日までに納入すること。

作成したデザインデータ (jpeg 形式および pdf 形式) を収録した CD-R を、令和8年10月2日までに、愛知県に提出すること。

#### ウ 成果物の二次使用

作成したデザインおよび啓発資材について、以下の場面で二次使用できるものとし、使用期限は令和9年3月31日までとする。

- ・愛知県防災安全局県民安全課の Web サイトでの掲載
- ・愛知県及び県内各自治体、関係機関・団体等の Web サイトへの掲載
- ・愛知県が開催するイベントでの活用
- ・県内各自治体、関係機関・団体等の広報ビジョン等での投影や活用
- ・その他愛知県が実施する広報等

### (2) 納入先・納入数

納入先	納入数
愛知県庁	4,000 個
尾張県民事務所	1,500 個
海部県民事務所	1,500 個
知多県民事務所	1,500 個
西三河県民事務所	3,000 個
東三河総局	3,000 個
新城設楽振興事務所	500 個

## 6 年末の交通安全県民運動出発式における著名人等のゲスト出演

県が実施する年末の交通安全県民運動出発式において、「4 交通安全宣言の収録・作成・配信」で起用した著名人等を出演させるとともに、運営補助を行うこと。

### (1) 日時

令和8年12月1日(火) 午前8時45分から午前9時30分頃まで  
※開始時刻約1時間前に当日リハーサルを予定

### (2) 場所

愛知県庁本庁舎正面玄関前(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)  
※雨天の場合は、愛知県議会議事堂玄関前に変更

### (3) 出演内容

知事との対談、交通安全の呼び掛け、立哨啓発活動(10分程度)等  
なお、シナリオは県が作成する。

### (4) 運営補助

司会者手配(謝礼の支払含む)及び司会進行、音響、知事との対談内で使用する解説用フリップボードの作成(5枚程度)等について、受託者が請け負うものとする。

なお、解説用フリップボードの原稿は県が作成する。

また、個々の内容について、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

### (5) その他

愛知県は、交通情勢や社会情勢等その他の理由により、年末の交通安全県民運動出発式が予定通り開催されなかった場合は、受託者と協議して同等の効果があると見込める施策に変更できるものとする。

## 7 多言語外国人ドライバー向け交通ルール周知

一方通行道路の逆走など、日本の交通ルールをあまり理解せず車両を運転する外国人が見られることから、基本的な交通ルールおよび愛知県の道路事情に合わせた交通ルールについて、外国語で解説したパンフレットを作成する。作成したパンフレットは、各市区町村はじめ、各県民事務所や県警を通じて配布する。

### (1) 作成

#### ア 仕様及び印刷枚数

仕様	印刷枚数
A3二つ折り、両面カラー4色	44,000枚

#### イ デザイン・作成の条件

(ア) 基本的な交通ルールとして、下記9点を対象とすること。

- ・車両は左側通行
- ・逆走厳禁
- ・一方通行や一時停止などの交通標識厳守
- ・信号厳守(交差する車両がいなくても、赤信号で進んではいけない)
- ・横断歩道は歩行者優先  
(横断歩道の近くに渡ろうとしている人がいたら、必ず横断歩道の手前で停止)
- ・直進車優先
- ・運転中にスマートフォン厳禁
- ・事故を起こしたら警察へ即連絡。けが人がいれば救護を優先。
- ・飲酒運転厳禁。

- (イ) 加えて、愛知県の道路事情に則し、バス専用レーン（名古屋市内）の通行方法及び路面電車（豊橋市内）と並走する区間の通行方法（豊橋市内）を含めること。
- (ウ) 個々の説明内容に対応したイラストや写真などを用いて作成するとともに、県政イメージアップマーク、交通安全スリーS運動シンボルマークの他、愛知県の指示する内容を明記すること。
- (エ) 個々の説明に対し、各々に5ヶ国語（英語・中国語（簡体字）・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）の翻訳を記載すること。
- (オ) 使用するイラスト・写真・レイアウトは、無期限に使用可能なものを使用すること。
- (カ) カラーユニバーサルデザインに配慮すること。
- (キ) 愛知県にデザインラフ案を提出し審査を受けた後、作成に取り掛かること。
- (ク) 使用する紙類、印刷方法等は、「愛知県環境物品等調達方針」に従うこと。
- (ケ) 作成にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。
- (コ) 外国語での解説文について、正しく翻訳されたものであるのか、受託業者が専門業者に確認をとること。

#### ウ 成果物の提出

愛知県が指定した納品先へ令和8年8月28日までに納品すること。

作成したデザインデータ（jpeg形式およびpdf形式）を収録したCD-Rを、令和8年9月4日までに、愛知県に提出すること。

#### エ 成果物の二次使用

作成したデザインおよびパンフレットについて、以下の場面で無期限に二次使用できるものとする。

- ・愛知県防災安全局県民安全課のWebサイトでの掲載
- ・愛知県及び県内各自治体、関係機関・団体等のWebサイトへの掲載
- ・愛知県が開催するイベントでの活用
- ・愛知県が実施する交通安全啓発活動での活用
- ・県内各自治体、関係機関・団体等の広報ビジョン等での投影や活用
- ・その他愛知県が実施する広報等

## (2) 納入

ア パンフレットは、愛知県庁の他、別途指定する納入先へ納入する。

イ 納入先に、愛知県が作成する送付文書を封入の上、納入すること。

ウ 納入先・納入数

区分	個所数	納入数	計
在留外国人(20歳以上)上位5市(※)	5	300	1,500
上記以外の市町村(名古屋市は各区)	65	100	6,500
県民事務所等	6	100	600
警察署・各警察署	45	200	9,000
愛知県警高速隊・高速道路協会	2	1,000	2,000
愛知県庁	1	400	400
運転免許試験場・東三河運転免許センター	2	2,000	4,000
愛知県国際交流協会	1	2,000	2,000
レンタカー協会等	100	180	18,000

(※: 豊田市・豊橋市・岡崎市・西尾市・小牧市) 44,000

なお、納入箇所・納入数は、直近の交通事故発生状況等により、納入先・納入等を変更する可能性がある。

## 8 生活道路における自動車の法定速度改正周知

改正道路交通法施行令の施行により、9月1日から、中央線のない生活道路において、自動車法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられる。

生活道路における自動車の法定速度改正について、速度注意の喚起を促すマグネットシートを作成する。

作成したマグネットシートを各市町村や県民事務所、交通安全推進協議会加入団体などに配布し、公用車等の車両後面の目立つ位置に貼付し、改正の周知を行う。

### (1) 作成

#### ア 仕様及び印刷枚数

仕様	印刷枚数
縦15cm×横20cm程度、片面カラー4色 材質：マグネット印刷 ※使用期限のないデザインとすること	10,000枚

### (2) デザイン・作成の条件

ア 生活道路における自動車の法定速度改正を周知する内容とすること。

イ 後続車のドライバーから認識しやすいデザインにすること。

ウ マグネットシートが貼られている当該車両が、30キロ制限のペースカー役であることがわかるデザインにすること。

エ デザインに「4 交通安全宣言動画の収録・作成・配信」の著名人等の起用は必須ではない。

オ 県政イメージアップマーク、愛知県の指示する内容を明記するとともに、改正内容に対応するイラスト等を含めて作成すること。

カ デザインに用いるイラストは無期限に使用できるものであること。

キ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

ク 愛知県にデザインラフ案を提出し審査を受けた後、作成に取り掛かること。

ケ 使用する紙類、印刷方法等は、「愛知県環境物品等調達方針」に従うこと。

コ 作業にあたっては、愛知県と十分に協議の上、その指示に従うこと。

### (3) 配送方法等

マグネットシートは、愛知県庁の他、別途指定する納入先に、愛知県が作成する送付文書を封入の上、納入すること。

なお、納入箇所・納入数は、直近の交通事故発生状況等により送付先・個数等を変更する可能性がある。

#### ア 納入先・納入数

区分	個所数	納入数	計
各市町村（名古屋市は各区）	70	50	3,500
交通安全推進協議会加入団体	115 <sup>(※)</sup>	(事後調整)	6,000
県民事務所等	6	50	300
愛知県庁	1	200	200

10,000

(※：令和8年1月末現在。直近の加入申請状況によって変動あり)

#### イ 成果物の提出

愛知県が指定した納入先へ、令和8年8月7日までに納品すること。

作成したデザインデータ（jpeg形式およびpdf形式）を収録したCD-Rを、令和8年8月21日までに愛知県に提出すること。

## ウ 成果物の二次使用

作成したデザインについて、以下の場面で無期限に二次使用できるものとする。

- ・愛知県防災安全局県民安全課の Web サイトでの掲載
- ・愛知県及び県内各自治体、関係機関・団体等の Web サイトへの掲載
- ・愛知県が開催するイベントでの活用
- ・県内各自治体、関係機関・団体等の広報ビジョン等での投影や活用
- ・その他愛知県が実施する広報等

## 9 追加提案企画

本仕様書で示す内容以外に、受託者が委託料の範囲内で独自に企画を提案した場合は、その遂行に責任を持って対応すること。

なお、追加提案をする企画は、本事業の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、企画提案のあったものを基に愛知県と協議の上、決定する。

## 10 スケジュール管理及び打合せ

### (1) スケジュールの整理及び実施結果の整理

愛知県とのスケジュール管理に用いる事業実施スケジュールを整理するとともに、実施結果を記録する。

### (2) 打合せ及び議事録の作成

実施期間内に必要に応じて適宜適切に愛知県と打合せを行うこと。

打合せ後、以下の項目を記載した議事録を作成し、愛知県の確認を得たうえで共有する。

- ア 日時
- イ 場所
- ウ 出席者
- エ 協議事項
- オ その他必要な事項

## 11 完了検査

受託者は全ての業務完了後、業務完了届を提出し、県の検査を受けるものとする。

業務完了届には、実施した業務内容が確認できる書類等（交通安全宣言を配信したことが確認できるもの、啓発資材及びパンフレット、マグネットシートの配送実績が確認できるもの等）を添付すること。

検査の結果、実施内容に不適切なものがあつた場合、愛知県は受託者に完全なものを作成させ、完全な方法で指定した日に提出させることができる。

## 12 その他

この仕様書によりがたい細部項目については、その都度、愛知県の指示を受けるものとする。